

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………二
- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則……………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）……………三
- 東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則……………（福祉局生活福祉部企画課）……………三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部疾病対策課）……………四
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局道路管理部管理課）……………五
- 平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）……………六
- 平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部改正……………（同）……………七
- 平成二十年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による検査の項目等）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………七
- 建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………七

- 都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………七
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………一〇
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………二
- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）……………三
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………三
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）……………三
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等……………（建設局道路管理部路政課）……………三
- 令和六年東京都告示第七百七十五号（東京都道路占用規則による徴収単価）の廃止……………（建設局道路管理部監察指導課）……………四
- 東京都道路占用規則による徴収単価……………（同）……………四
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）……………七
- 港湾施設の供用中止……………（港湾局港湾経営部経営課）……………八
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定……………（同）……………八
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）……………九
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………（同）……………一〇
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………（同）……………一〇
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………（同）……………一〇
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則…………………………三
- 当せん金付証票の発売委託……………（財務局主計部公債課）……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）……………三

規則（公）

公告

○土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……三

雑 報

○当せん金付証券の発売委託（二件）……………(全国自治宝くじ事務協議会)……二

規 則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十一号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「（随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）を」のうちに掲げるものに改め、同号に次のように加える。

イ 随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）

ロ 常時閉鎖又は作動した状態にあるもの（各階の主要なものに限る。）

第十三条第三項の表一の項中「十月三十一日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表二の項中「十一月三十日まで。ただし、床面積の合計が二千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年四月一日から十月三十一日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表三の項中「。ただし、床面積の合計が三千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年四月一日から十月三十一日まで」を削り、同表四の項中「十一月三十日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表六の項中「九月三十日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表七の項中「十一月三十日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表九の項中「十月三十一日」を「翌年の一月三十一日」に改める。

別記第二十二号様式の十四中「ブライインド」を「ブライインドボックス」に改める。

別記第二十二号様式の十六中「第三面別紙」を「第三面」に改める。

別記第二十二号様式の十七中「第三面別紙」を「第三面」及び「外皮に」や「外皮面

積の合計に変更がなく、外皮に」に改める。

別記第二十二号様式の十八中「外皮に」や「外皮面積の合計に変更がなく、外皮に」に改める。

別記第二十二号様式の十九中

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ窓の平均日射熱取得率について5%を超えない増加

・外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

イ 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限り。）又は減少

・外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

なお「窓の平均熱貫流率」のイ及び「又は窓の平均日射熱取得率」のロ及び「熱源機器の平均効率について」や「熱源機器の平均効率の」及び「評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更」に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」や「一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更」に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」及び「電動機出力の」及び「計算対象床面積について」や「一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の」及び「駐車場」又は「厨房」や「駐車場又は厨房」及び「（のみ）」や「に限る。）」及び「評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更」に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」や「一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、単位床面積当たりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」及び「評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更」に該当し、かつ、

これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」や「一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途ごとに、給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に

「次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
イ 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

「次のイ又はロのいずれかの変更」に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
イ 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少

「パネル方位角について」や「パネル方位角の」に「傾斜角について」や「傾斜角の」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、別記第二十二号様式の十四及び第二十二号様式の十六から第二十二号様式の十九までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第二十二号様式の十四及び第二十二号様式の十六から第二十二号様式の十九までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十二号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式2中
（第 片）
大腸菌群数
最高 個 / c m³
最低 個 / c m³
を

「大腸菌数」
最高 CFU / m^l
最低 CFU / m^l
に改め、別記第二十五号様式4中

大腸菌群数
（個 / cm³）
大腸菌数
（CFU / m^l）
「大腸菌群数」や

「大腸菌数」に「大腸菌群数」に「大腸菌数」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都廃棄物規則別記第二十四号様式及び第二十五号様式は、令和七年四月一日以後の期間に係る報告について適用し、同日前の期間に係る報告については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都廃棄物規則別記第二十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十三号

東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都り災者生業資金貸付規則（昭和二十九年東京都規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三(裏)中「80万円」を「80万9千円」に改める。

別記第三号様式中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則別記第一号様式の三及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十五号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十

四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハ、第三号ハ及び第五号ハ中「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）」を「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用）」に改め、同項第六号中ルをヲとし、ハからヌまでをニからルまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用）

第五条第一項第七号ロ及び第八号ロ中「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）」を「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用）」に改め、同条第二項中「いう。」の下に「第二十二条第一項（番号法）を加え、「第二十二条第一項」を「場合を含む。」」に改める。

第九条第四項中「番号法」の下に「第二十二条第一項（番号法）を加え、「第二十二条第一項」を「場合を含む。」」に改める。

第十三条第一項の表二の項中「第六号ト」を「第六号チ」に改め、同表四の項中「第五条第一項第六号ニ」を「第五条第一項第六号ホ」に改め、同条第二項中「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）」を「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用）」に改める。

別表第一の二低所得Ⅰ及び低所得Ⅱの項中「80万円」を「80万9千円」に改め、同表備考3(2)中「合計所得金額（）」の次に「所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、0とする。）によるものとし、」を加え、「同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した額）をいい、

当該額」や「当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）。ただし、当該合計所得金額」は「する。」や「する。」はあつる。

別記第二号様式の六中

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用」は「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）」や「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用）」は

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用」は

申請時住所	☐←患者と申請時住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。											
個人番号 (マイナンバー)												

を

に

申請時住所	☐←患者と申請時住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。											
医療保険の種類 (マイナンバー)	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢											

改める。

別記第二号様式の六中

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用」は「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）」や「個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用）」は

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎・肝がん・重度肝硬変用」は

☐←患者と申請時住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。

申請時住所	☐←患者と申請時住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。											
個人番号 (マイナンバー)												

を

に

申請時住所	☐←患者と申請時住所が同じ場合は、こちらにチェックを入れて記入を省略できます。											
医療保険の種類 (マイナンバー)	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢											

改める。

附 則

- この規則は、令和七年七月一日から施行する。
- この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第一の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた申請に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別記第二号様式の二及び第二号様式の六による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

東京都規則第百三十六号

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都駐車場条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

減免をする場合		減免額
一	路外駐車場等において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に出車させなければならない事態が生じた場合	別に知事が定める。
二	(一) 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に規定する平成十七年基準排出ガス七十五パーセント低減レベル又は平成三十年基準排出ガス七十五パーセント低減レベルと認定された自動車であつて、次のいずれかに該当するものを路外駐車場等に駐車させる場合 ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱（平成二十一年三月三十一日二十環車計第四百十二号環境局長決定。以下「要綱」という。）に規定する平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上以上達成車 イ 要綱に規定する平成二十七年度燃費基準以上達成車 ウ 要綱に規定する令和二年度燃費基準以上達成車 エ 要綱に規定するプラグインハイブリッド自動車 (二) 要綱に規定する燃料電池自動車を路外駐車場等に駐車させる場合 (三) 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の三第一項に規定する自動車のうち、次のいずれかに該当するものを路外駐車場等に駐車させる場合 ア 電気自動車 イ 天然ガス自動車 ウ メタノール自動車 エ 混合メタノール自動車	条例第十四条の十四第三項（第十四条の十八において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者が定めた利用料金の額のうち、最初の六十分間に相当する額又は同条第四項（第十四条の十八において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者が定めた定期駐車券の料金の額のうち、三十パーセントに相当する額
三	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者手帳を提示する者、都が発行する愛の手帳若しくは道府県が発行する療育手帳を提示する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する	条例第十四条の十四第三項（第十四条の十八において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者が定めた

定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びこれらの者の付添者が路外駐車場等を利用する場合

利用料金の額のうち、最初の六十分間に相当する額

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第七百四十八号

平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

表を次のように改める。

年 齢 階 層 最低限度額 最高限度額

二十歳未満	五、四九九円	一三、九七五円
二十歳以上二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円

附則

この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百四十九号

平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

表常時介護を要する状態の項中「八万一千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百五十号

平成二十年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による検査の項目等）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第一第一号中「第六条第三項」を「第六条の二の第二第三項」に改め、同第二号中「建築設備等（昇降機及び遊戯施設）」を「建築設備（昇降機）」に改める。

第二中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

別表一の部(1)の款換気方式等の項中「目視」を「目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）」に改め、同款換気量等の項中「目視」を「目視等」に改め、同款に次のように加える。

各居室の給気口及び排気口に目視等により確認する。 おける物品の放置の状況	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
---	-----------------------

別表一の部(2)の款中「目視」を「目視等」に改め、同款に次のように加える。

各居室の給気口及び排気口に目視等により確認する。 おける物品の放置の状況	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
---	-----------------------

別表二の部中「目視」を「目視等」に改める。

別表三の部(1)の款に次のように加える。

照明の妨げとなる物品の放置目視等により確認する。 の状況	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
---------------------------------	-----------------------

別表三の部(3)の款中「目視」を「目視等」に改める。

別表四の部中「目視」を「目視等」に改める。

別記中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

●東京都告示第七百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和七年六月二日	稲城市大字矢野口字大久保三千五百九十番から三千五百九十六番まで及び三千六百二番の各一部	延長六四・八〇幅員四・〇〇
----------------------	----------	---	---------------

●東京都告示第七百五十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種	類	構 造	名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火		勝どき五丁目アパート（10号棟）		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火		芝五丁目アパート（1号棟）		港区芝5-18	34.3	1	33,000	89,100
一般都営	高層耐火		芝五丁目アパート（2号棟）		港区芝5-18	42.2	2	40,900	97,500
一般都営	中層耐火		戸山ハイツアパート（6号棟）		新宿区戸山2-6	38.3	1	31,800	77,700
一般都営	高層耐火		戸山ハイツアパート（34号棟）		新宿区戸山2-34	41.9	2	34,800	92,300
一般都営	高層耐火		戸山ハイツアパート（10号棟）		新宿区戸山2-10	40.1	1	33,700	94,800
一般都営	高層耐火		戸山ハイツアパート（10号棟）		新宿区戸山2-10	40.1	1	33,500	93,300
一般都営	高層耐火		早稲田アパート（1号棟）		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,000	55,800
一般都営	高層耐火		早稲田アパート（2号棟）		新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,000	55,800
一般都営	高層耐火		下谷一丁目アパート（1-2-10号棟）		台東区下谷1-2	35.4	1	28,100	42,900
一般都営	高層耐火		白嶺東アパート（8号棟）		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	72,800
一般都営	高層耐火		八広五丁目アパート（1号棟）		墨田区八広5-10	55.9	3	40,100	83,300
一般都営	中層耐火		辰巳一丁目アパート（27号棟）		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	59,400
一般都営	中層耐火		辰巳一丁目アパート（40号棟）		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	59,400
一般都営	中層耐火		辰巳一丁目アパート（79号棟）		江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	59,400
一般都営	中層耐火		辰巳一丁目アパート（80号棟）		江東区辰巳1-10	33.4	1	26,400	57,600
一般都営	中層耐火		大島八丁目アパート（2号棟）		江東区大島8-42	33.7	2	25,700	34,200
一般都営	高層耐火		南砂五丁目アパート（15号棟）		江東区南砂5-24	37.9	1	29,500	54,800
一般都営	中層耐火		南砂五丁目アパート（12号棟）		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	47,000
一般都営	中層耐火		東砂二丁目アパート（2号棟）		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	46,200
一般都営	高層耐火		東陽三丁目アパート（1号棟）		江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	44,700
一般都営	高層耐火		東雲一丁目アパート（1号棟）		江東区東雲1-7	34.3	2	27,600	57,100
一般都営	高層耐火		東雲一丁目アパート（3号棟）		江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	57,100
一般都営	高層耐火		南砂四丁目アパート（2号棟）		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	53,800
一般都営	高層耐火		北砂一丁目第3アパート（1号棟）		江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	60,000
一般都営	高層耐火		南砂六丁目アパート（2号棟）		江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	93,100
一般都営	高層耐火		東雲二丁目アパート（3号棟）		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	96,900
一般都営	高層耐火		亀戸九丁目アパート（2号棟）		江東区亀戸9-33	51.2	2	42,600	75,400
一般都営	高層耐火		北品川アパート（1号棟）		品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	92,500
一般都営	高層耐火		北品川第2アパート（2号棟）		品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	87,700
一般都営	高層耐火		八潮五丁目アパート（4号棟）		品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	114,300
一般都営	高層耐火		八潮五丁目アパート（60号棟）		品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	116,800
一般都営	中層耐火		碑文谷五丁目アパート（4号棟）		目黒区碑文谷5-16	55.9	1	47,300	115,300

種	類	構 造	名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火		大森西三丁目第4アパート（3号棟）		大田区大森西3-10	51	1	43,100	82,300
一般都営	高層耐火		西六郷四丁目アパート（2号棟）		大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	87,400
一般都営	中層耐火		西六郷四丁目アパート（1号棟）		大田区西六郷4-24	48.1	1	39,700	78,800
一般都営	高層耐火		矢口二丁目アパート（15号棟）		大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	40,500
一般都営	高層耐火		東糀谷六丁目アパート（1号棟）		大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,500	55,300
一般都営	中層耐火		萩中一丁目アパート（12号棟）		大田区萩中1-3	39	1	31,100	64,600
一般都営	高層耐火		東糀谷五丁目アパート（14号棟）		大田区東糀谷5-17	51.2	2	42,300	75,000
一般都営	中層耐火		梅丘一丁目アパート（3号棟）		世田谷区梅丘1-35	41.9	1	34,900	84,300
一般都営	中層耐火		駒沢三丁目アパート（7号棟）		世田谷区駒沢3-22	51	1	42,500	102,300
一般都営	中層耐火		笹塚二丁目アパート（49-2号棟）		渋谷区笹塚2-49	38.7	1	32,500	98,000
一般都営	高層耐火		渋谷東二丁目第2アパート（36号棟）		渋谷区東2-25	34.4	1	30,200	89,000
一般都営	高層耐火		広尾五丁目アパート（1号棟）		渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,400	106,800
一般都営	高層耐火		広尾五丁目アパート（2-2号棟）		渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,000	103,700
一般都営	高層耐火		中野中央二丁目アパート（10号棟）		中野区中央2-22	37.7	1	27,400	56,000
一般都営	中層耐火		高井戸東一丁目アパート（3号棟）		杉並区高井戸東1-14	39.0	1	28,700	79,500
一般都営	高層耐火		南大塚二丁目アパート（1号棟）		豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	67,700
一般都営	高層耐火		南大塚二丁目アパート（2号棟）		豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	63,300
一般都営	中層耐火		浮間一丁目第2アパート（3号棟）		北区浮間1-9	48.1	1	38,700	78,000
一般都営	中層耐火		西ヶ丘二丁目第2アパート（3号棟）		北区西が丘2-17	48.1	2	39,200	81,400
一般都営	中層耐火		王子本町第2アパート（2号棟）		北区王子本町3-8	33.4	1	25,400	60,800
一般都営	高層耐火		滝野川三丁目アパート（13号棟）		北区滝野川13-71	42.2	2	33,400	75,400
一般都営	高層耐火		滝野川三丁目アパート（14号棟）		北区滝野川13-71	42.2	1	33,400	75,400
一般都営	高層耐火		滝野川三丁目第2アパート（1号棟）		北区滝野川13-79	36.1	1	28,000	51,400
一般都営	中層耐火		上中里二丁目アパート（14号棟）		北区上中里2-13	39.0	1	29,400	62,600
一般都営	中層耐火		赤羽北三丁目アパート（5号棟）		北区赤羽北3-10	51.2	1	41,000	85,600
一般都営	中層耐火		赤羽北三丁目アパート（9号棟）		北区赤羽北3-14	51.0	1	41,300	86,100
一般都営	高層耐火		西尾久八丁目アパート（21号棟）		荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	88,700
一般都営	中層耐火		坂下一丁目第4アパート（9号棟）		板橋区坂下1-36	41.0	1	31,300	68,500
一般都営	高層耐火		速根三丁目アパート（1号棟）		板橋区速根3-15	51.2	1	38,600	75,000
一般都営	中層耐火		平和台二丁目アパート（2号棟）		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,500	112,800
一般都営	中層耐火		練馬春日町三丁目アパート（2号棟）		練馬区春日町3-27	55.9	1	43,700	100,100
一般都営	中層耐火		貫井二丁目アパート（1号棟）		練馬区貫井2-18	59.6	1	46,800	103,300
一般都営	中層耐火		練馬関町北三丁目アパート（1号棟）		練馬区関町北3-33	55.9	1	43,000	90,400

種 類	構 造 名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート（5-5-1号棟）	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	116,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート（5-5-6号棟）	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	116,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート（1号棟）	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	40,600	84,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（7号棟）	足立区西保木間3-11	36.4	1	24,600	45,800
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート（23号棟）	足立区梅田3-2	51.2	1	36,700	72,000
一般都営	中層耐火	西綾瀬三丁目アパート（1号棟）	足立区西綾瀬3-25	55.8	1	42,900	96,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（18号棟）	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,600	43,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（1号棟）	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（6号棟）	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（7号棟）	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（11号棟）	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,200	40,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（2号棟）	足立区千住元町34	37.9	1	26,200	38,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（3号棟）	足立区千住元町34	33.6	1	23,200	35,200
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート（13号棟）	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,300	44,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（2号棟）	足立区六木1-5	35.7	1	23,700	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（15号棟）	足立区六木1-5	37.7	1	24,900	42,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（12号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（13号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（14号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	2	27,800	49,000
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート（1号棟）	足立区花畑2-16	51.0	1	35,100	53,400
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート（2号棟）	足立区中川2-24	51.0	1	36,500	73,400
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート（5号棟）	足立区六木3-39	55.9	1	39,300	76,200
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート（1号棟）	足立区青井3-29	51.2	1	37,900	82,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート（4号棟）	葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,300	76,100
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート（11号棟）	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,100	64,700
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート（1号棟）	葛飾区亀有1-18	51.2	3	37,400	75,300
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート（1号棟）	葛飾区奥戸1-12	59.6	2	44,600	87,900
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート（1号棟）	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,700	67,700
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート（3号棟）	葛飾区青戸4-20	59.6	2	44,800	98,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（1号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（11号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	54,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（14号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	54,500

種 類	構 造 名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート（2号棟）	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,300	48,800
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート（12号棟）	江戸川区平井4-27	39.0	1	29,300	60,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（3号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	90,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地（16-5号棟）	八王子市鹿島16	42.3	1	21,600	37,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（9号棟）	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,600	115,400
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート（6号棟）	三鷹市上連雀6-15	62.1	1	46,400	111,400
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート（10号棟）	三鷹市上連雀9-33	51.0	1	37,600	87,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート（1号棟）	三鷹市上連雀7-19	36.4	1	25,900	57,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート（3号棟）	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,000	61,200
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート（2号棟）	府中市新町2-57	62.1	1	38,200	94,200
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート（3号棟）	府中市栄町1-20	55.9	1	32,400	79,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（1号棟）	調布市国領町3-8	53.5	2	29,300	69,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（2号棟）	調布市国領町3-8	53.5	1	29,300	69,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（3号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	24,800	58,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（5号棟）	調布市国領町3-8	45.1	3	24,700	58,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（6号棟）	調布市国領町8-1	45.2	1	26,500	70,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（6号棟）	調布市国領町8-1	53.5	2	31,300	83,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（7号棟）	調布市国領町8-1	51.2	1	30,000	80,300
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート（3号棟）	調布市富士見町3-19	56.8	1	34,400	94,000
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート（1号棟）	調布市東つつじヶ丘2-32	62.1	1	38,000	106,000
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（1号棟）	調布市深大寺東町8-24	51.0	1	30,700	82,300
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（4号棟）	調布市染地1-1	60.2	1	36,100	95,500
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート（2号棟）	調布市染地3-3	48.1	1	27,500	68,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート（7号棟）	調布市染地3-3	55.9	1	31,900	79,100
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート（3号棟）	小金井市東町2-5	55.9	1	35,100	91,200
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート（20号棟）	小金井市東町4-30	62.1	1	40,200	109,100
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート（1号棟）	小平市学園西町2-26	55.9	1	32,900	77,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート（12号棟）	日野市新井3-1	35.7	1	15,900	36,000
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート（3号棟）	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,700	43,900
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート（3号棟）	東村山市秋津町5-1	59.6	1	36,000	81,600
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート（14号棟）	国立市北3-22	48.1	1	27,200	64,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート（6号棟）	西東京市緑町3-8	59.6	1	37,200	87,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート（1号棟）	西東京市芝久保町3-3	51.1	1	31,400	74,300

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート（2号棟）	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,200	96,000
一般都営	中層耐火	下保谷二丁目第2アパート（1号棟）	西東京市下保谷2-4	55.8	1	38,300	82,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート（17号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（22号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（23号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート（23号棟）	清瀬市元町2-25	51.1	1	30,100	67,900
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート（1号棟）	東久留米市八幡町2-11	38.3	1	20,100	38,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-5号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-9号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-2号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-3号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-2-10号棟）	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-8号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-10号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-4-2号棟）	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	36,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-5-5号棟）	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-1号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（5-1-1号棟）	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,000	56,000

●東京都告示第七百五十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
亀戸七丁目アパート （4号棟）	江東区亀戸七丁目五十五番	高層耐火 三四・六平方メートル	三〇戸	三三、一〇〇円	八八、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三八、六〇〇円	一〇二、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・七平方メートル	六戸	四五、六〇〇円	一二一、七〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五四、九〇〇円	一四六、一〇〇円
亀戸七丁目アパート （5号棟）	同右	同右 三四・六平方メートル	三六戸	三三、一〇〇円	八七、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二四戸	三八、六〇〇円	一〇二、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	四五、八〇〇円	一二一、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・七平方メートル	同右	四五、六〇〇円	一二一、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五四、九〇〇円	一四五、三〇〇円
亀戸七丁目アパート （6号棟）	同右	同右 三四・六平方メートル	三六戸	三三、一〇〇円	八七、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二四戸	三八、六〇〇円	一〇二、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	一二戸	四五、八〇〇円	一二一、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・七平方メートル	六戸	四五、六〇〇円	一二〇、八〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五四、九〇〇円	一四五、一〇〇円
下馬二丁目アパート （6号棟）	世田谷区下馬二丁目三十一番	中層耐火 三四・六平方メートル	一八戸	三三、一〇〇円	一〇〇、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、七〇〇円	一一七、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	四戸	四五、八〇〇円	一二七、三〇〇円
下馬二丁目アパート （10号棟）	世田谷区下馬二丁目四十番	高層耐火 三四・六平方メートル	二六戸	三三、一〇〇円	一〇〇、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、七〇〇円	一一七、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四五、八〇〇円	一二八、七〇〇円
下馬二丁目アパート （11号棟）	同右	同右 三四・六平方メートル	五〇戸	三三、一〇〇円	一〇〇、二〇〇円

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営
再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和七年七月一
日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

同右	同右	四〇・四平方メートル	三〇戸	三八、七〇〇円	一一七、〇〇〇円
同右	同右	四七・八平方メートル	一〇戸	四五、八〇〇円	一三八、九〇〇円
同右	同右	五七・五平方メートル	六戸	五五、一〇〇円	一六六、六〇〇円
荒川七丁目アパート (一号棟)	荒川区荒川七丁目八番	三四・六平方メートル	五四戸	二八、九〇〇円	八一、二〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	七二戸	三三、七〇〇円	九四、八〇〇円
同右	同右	四八・〇平方メートル	九戸	四〇、一〇〇円	一一二、六〇〇円
同右	同右	四七・八平方メートル	同右	三九、九〇〇円	一一二、四〇〇円
同右	同右	五七・五平方メートル	同右	四八、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（3号棟）	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,700
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,300
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	2	31,100
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（12号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,300
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（6号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（9号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（11号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（4号棟）	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,000
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,300

●東京都告示第七百五十五号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数
東坂下二丁目アパート 板橋区東坂下二丁目 一六区画
駐車場 九番

●東京都告示第七百五十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数
村山アパート（1141） 武蔵村山市緑が丘千 一四五区画
1146）駐車場 四百六十番地

●東京都告示第七百五十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

亀戸七丁目アパート駐 江東区亀戸七丁目五 一二区画
車場 十五番
荒川七丁目アパート駐 荒川区荒川七丁目八 五区画
車場 番

●東京都告示第七百五十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 令和七年七月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り込むためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名	指定区間
八王子武蔵村山	武蔵村山市本町一丁目八十六番地先から立川市一番町二丁目十九番地先まで

●東京都告示第七百五十九号

令和六年東京都告示第七百七十五号（東京都道路占用規則による徴収単価）は、令和七年六月三十日限り廃止する。
令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第七百六十号

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第三百十二号）第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和七年七月一日から施行する。ただし、この徴収

単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

別表 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 昼間単価
下段 夜間単価

歩車道別	工 種		単 位	徴 収 単 価 (円)		
				A	B	C
車道	1	車道舗装20型	㎡	1,830	1,360	610
				2,410	1,780	690
車道	2	車道舗装25型	㎡	3,430	2,530	910
				4,630	3,410	1,020
車道	3	車道舗装40型	㎡	4,440	3,290	1,250
				5,990	4,410	1,420
車道	4	車道舗装55型	㎡	5,580	4,130	1,740
				7,420	5,460	1,970
車道	5	車道舗装60型	㎡	6,430	4,750	2,020
				8,450	6,220	2,220
車道	6	車道舗装70型	㎡	7,770	5,740	2,520
				10,130	7,460	2,740
車道	7	車道舗装85型	㎡	8,950	6,620	2,970
				11,730	8,630	3,300
車道	8	車道舗装60型（改質Ⅱ）	㎡	6,510	4,820	2,080
				8,540	6,280	2,280
車道	9	車道舗装70型（改質Ⅱ）	㎡	7,810	5,770	2,540
				10,170	7,480	2,770
車道	10	車道舗装85型（改質Ⅱ）	㎡	8,990	6,650	3,000
				11,760	8,660	3,320
車道	11	車道舗装60型（低騒音）	㎡	6,680	4,940	2,200
				8,720	6,420	2,400
車道	12	車道舗装70型（低騒音）	㎡	7,980	5,900	2,660
				10,350	7,620	2,890
車道	13	アスコン5型	㎡	530	390	200
				670	490	220
車道	14	アスコン10型	㎡	2,420	1,790	590
				3,290	2,420	650
車道	15	アスコン15型	㎡	2,830	2,090	820
				3,750	2,760	880
車道	16	アスコン20型	㎡	3,580	2,650	1,070
				4,720	3,470	1,150
車道	17	アスコン25型	㎡	4,120	3,050	1,280
				5,380	3,960	1,370

歩車道別	工 種		単 位	徴 収 単 価 (円)		
				A	B	C
車道	18	アスコン35型	㎡	5,460	4,040	1,780
				7,050	5,190	1,890
車道	19	アスコン25型（改質Ⅱ）	㎡	4,200	3,110	1,340
				5,460	4,020	1,430
車道	20	アスコン35型（改質Ⅱ）	㎡	5,500	4,060	1,810
				7,090	5,220	1,920
車道	21	アスコン25型（低騒音）	㎡	4,370	3,230	1,460
				5,640	4,150	1,550
車道	22	アスコン35型（低騒音）	㎡	5,670	4,190	1,920
				7,270	5,350	2,040
車道	23	路盤工30型	㎡	2,050	1,510	680
				2,730	2,010	800
車道	24	路盤工35型	㎡	2,340	1,730	750
				3,110	2,290	880
車道	25	路盤工40型	㎡	2,780	2,050	940
				3,710	2,730	1,110
車道	26	碎石舗装	㎡	180	130	130
				250	180	170
車道	27	車道路盤先行仮舗装	㎡	5,280	3,910	1,610
				7,120	5,240	1,880
歩道	28	歩道舗装10型（非透水）	㎡	1,170	870	870
				1,560	1,150	1,150
歩道	29	歩道舗装19型（透水）	㎡	1,900	1,410	1,410
				2,530	1,860	1,860
歩道	30	アスコン3型（非透水）	㎡	450	330	330
				580	420	420
歩道	31	アスコン4型（透水）	㎡	480	360	360
				630	460	460
歩道	32	コンクリート平板舗装	㎡	2,610	1,930	1,930
				3,210	2,360	2,360
歩道	33	インターロッキング舗装（非透水）	㎡	2,400	1,690	1,690
				2,970	2,100	2,100
歩道	34	インターロッキング舗装（透水）	㎡	2,880	2,050	2,050
				3,610	2,560	2,560
歩道	35	乗入れ舗装30型（セメコン）	㎡	3,690	2,730	2,730
				5,230	3,850	3,850

歩車道別	工 種		単 位	徴 収 単 価 (円)		
				A	B	C
歩道	36	乗入れ舗装40型（セメコン）	㎡	4,510	3,340	3,340
				6,380	4,700	4,700
歩道	37	セメコン15型（乗入れ）	㎡	1,020	750	750
				1,560	1,150	1,150
歩道	38	セメコン20型（乗入れ）	㎡	1,260	930	930
				1,940	1,430	1,430
歩道	39	乗入れ舗装35型（アスコン）	㎡	3,690	2,730	2,730
				4,990	3,670	3,670
歩道	40	乗入れ舗装50型（アスコン）	㎡	5,310	3,920	3,920
				7,030	5,180	5,180
歩道	41	アスコン5型（乗入れ）	㎡	550	410	410
				680	500	500
歩道	42	アスコン15型（乗入れ）	㎡	1,310	960	960
				1,590	1,170	1,170
歩道	43	乗入れ舗装30型（インターロッキング）	㎡	3,970	2,850	2,850
				5,160	3,700	3,700
歩道	44	乗入れ舗装35型（インターロッキング）	㎡	4,260	3,070	3,070
				5,550	3,980	3,980
歩道	45	歩道路盤先行仮舗装	㎡	1,910	1,410	1,410
				2,530	1,860	1,860
その他	46	街きよ	m	5,560	4,110	3,270
				6,930	5,100	3,910
その他	47	L形・U形側溝	m	3,430	2,540	2,540
				4,710	3,470	3,470
その他	48	歩道止石	m	2,240	1,660	1,660
				3,140	2,310	2,310
その他	49	境石	m	1,560	1,150	1,150
				2,190	1,610	1,610
その他	50	植樹帯縁石	m	1,690	1,250	1,250
				2,310	1,700	1,700
その他	51	中央帯縁石	m	3,540	2,620	2,130
				4,960	3,650	2,950
その他	52	区画線	m	60	50	50
				80	60	60

附 記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し（当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石（端部）の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石（直線部）の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるもの

●東京都告示第七百六十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類 名称 規模 所在地 期間

係船 竹芝小 浮桟橋延長二 港区海岸 令和七年七月一
栈橋 型船発 六・三メートル 一丁目五 日から同年九月
着所浮 ル幅六・〇メ 十八番地 十五日まで
栈橋 ートル水深 先

A、P、（-）三
・〇メートル
連絡橋延長一
四・五メートル
ル幅二・〇メ
ートル

●東京都告示第七百六十三号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国際埠頭施設における制限区域

記号	名 称	位 置
㊦	東京港内港地区晴 海ふ頭旅客船施設	別図のとおり

二 国際水域施設における制限区域

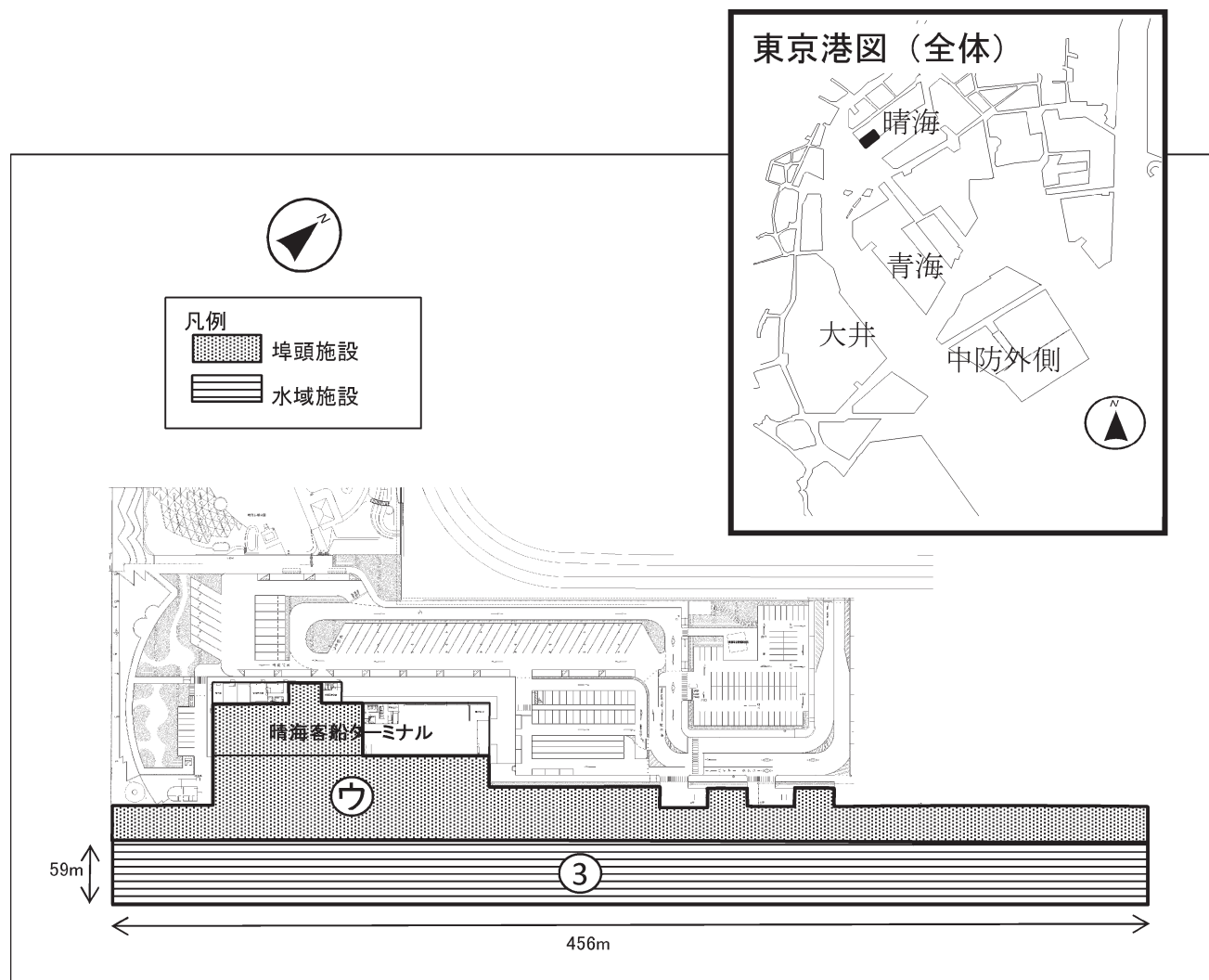
番号	名 称	延 長 (メー トル)	制限幅 (メー トル)	位 置
③	東京港内港地区晴 海ふ頭前面泊地	四五六	五九	別図 のと おり

（備考）

国際水域施設における制限区域は、当該制限区域に係る国際埠頭施設に国際航海船舶が係留されている場合において、立入りが制限される区域である。

制限区域の位置図 詳細図（内港地区晴海ふ頭）

別図



●東京都告示第七百六十四号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）
第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明親水海浜公園
の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

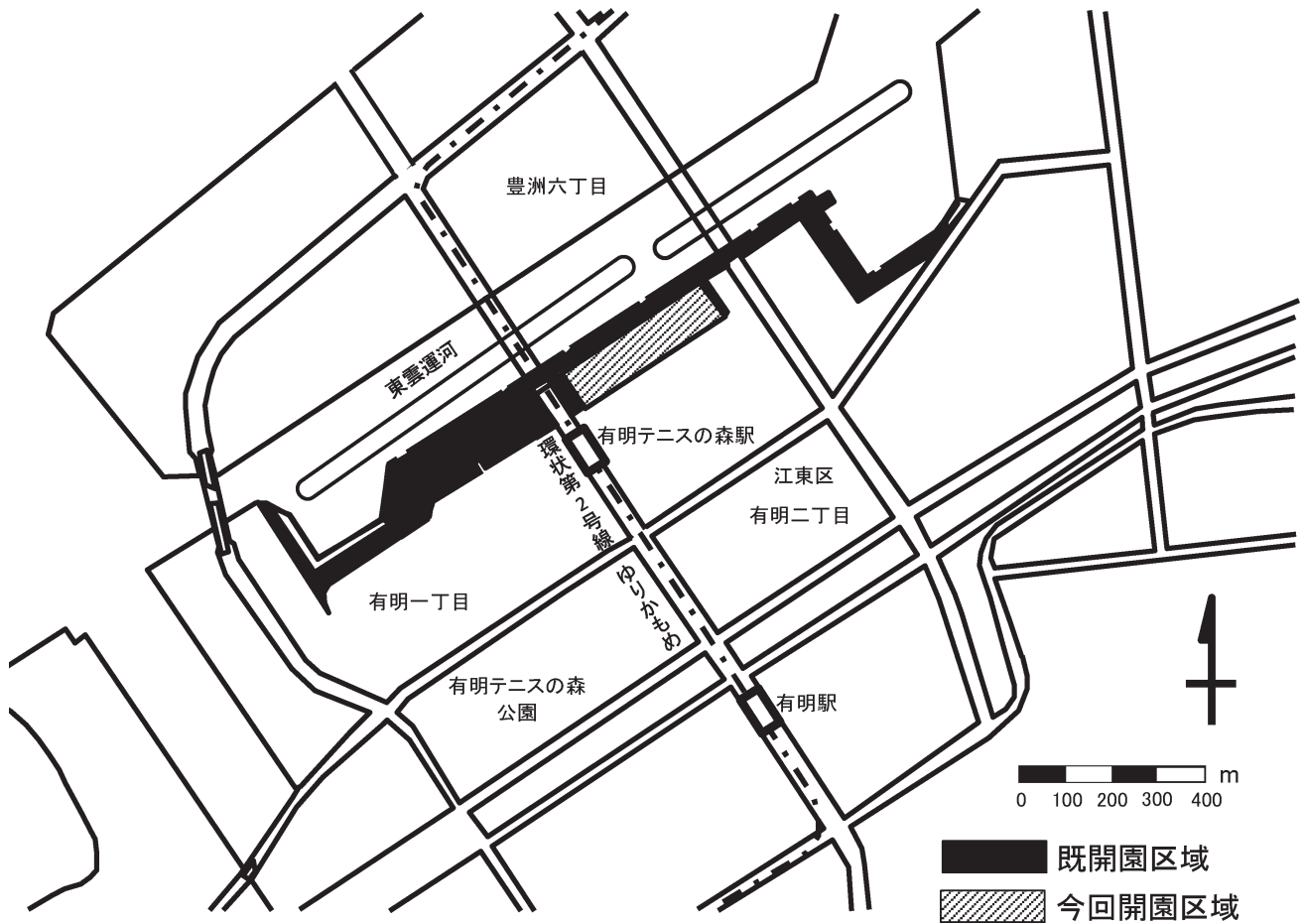
一 区域 別図のとおり

二 面積 変更前 九四、七〇〇・九四平方メートル
変更後 一二四、一四五・二七平方メートル

三 変更年月日 令和七年七月一日

有明親水海浜公園

別図



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年六月三十日

東京都選挙管理委員会

二三〇、七七五

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年六月三十日

東京都選挙管理委員会

一、五四二、三四〇

●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

		東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明	
●東京都公安委員会規則第10号 東京都道路交通規則の一部を改正する規則			
東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。			
別表第2台東場ヶ谷線の項中「台東場ヶ谷線」を「台東川口線」に改め、同表八王子武蔵村山線の項中			
選挙区名		東京選挙管理委員会	
数			
千代田区選挙区	18,268	練馬区選挙区	170,225
中央区選挙区	49,434	足立区選挙区	162,079
港区選挙区	69,223	葛飾区選挙区	127,721
新宿区選挙区	91,194	江戸川区選挙区	159,457
文京区選挙区	62,238	八王子市選挙区	145,282
台東区選挙区	59,010	立川市選挙区	51,865
墨田区選挙区	80,024	武蔵野市選挙区	41,371
江東区選挙区	138,641	三鷹市選挙区	52,828
品川区選挙区	114,641	青梅市選挙区	36,960
目黒区選挙区	78,577	府中市選挙区	72,432
大田区選挙区	170,472	昭島市選挙区	31,942
世田谷区選挙区	195,735	町田市選挙区	120,314
渋谷区選挙区	64,325	小金井市選挙区	34,480
中野区選挙区	94,530	小平市選挙区	53,798
杉並区選挙区	147,907	日野市選挙区	52,631
豊島区選挙区	76,771	西東京市選挙区	57,144
北区選挙区	96,962	西多摩選挙区	67,861
荒川区選挙区	57,644	南多摩選挙区	67,631
板橋区選挙区	146,028	北多摩第一選挙区	85,588
		北多摩第二選挙区	57,243
		北多摩第三選挙区	89,900
		北多摩第四選挙区	53,507
		島部選挙区	6,546
規 則（公）			
東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。			
令和7年6月30日			

「八王子市大和田町四丁目29番地先から昭島市福島町二丁目35番地先まで」を	
八王子市大和田町四丁目29番地先から昭島市福島町二丁目35番地先まで	に改め、同表中
武蔵村山市本町一丁目86番地先から立川市一番町二丁目19番地先まで	

特別区道荒66号線	
荒川区南千住三丁目192番1地先から荒川区南千住四丁目139番5地先まで	を

特別区道荒66号線	
荒川区南千住三丁目192番1地先から荒川区南千住四丁目139番5地先まで	に、

特別区道荒302号線	
荒川区南千住八丁目18番地先から荒川区南千住八丁目1番1地先まで	

国立市道南第30号線13	
国立市谷保六丁目26番地先から国立市谷保六丁目22番地先まで	を

国立市道南第30号線13	
国立市谷保六丁目26番地先から国立市谷保六丁目22番地先まで	

主要市道第4号線 武蔵村山市伊奈平二丁目81番地の1から武蔵村山市伊奈平二丁目100番地の5まで		に
改める。		
附 則		
1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。		
2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。		
公 告		
当せん金付証券の発売委託について		
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。		
令和七年六月三十日		
東京都知事 小 池 百合子		
一 名称	第二千六百三十四回東京都宝くじ	
二 発売総額及び枚数	一億六千万円 八十万枚	
三 証券金額	一枚二百円	
四 発売期間	令和七年十月一日から同月二十一日まで	
五 当せん金の総額	発売総額に対して七千六百万円	
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百八十五万七千六百円	
八 その他発売経費	発売総額に対して千八十七万六千円	
九 受託申請期限	令和七年七月十四日	
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	第二千六百三十五回東京都宝くじ	
二 発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚	
三 証券金額	一枚百円	
四 発売期間	令和七年十月十五日から同年十一月十一日まで	
五 当せん金の総額	発売総額に対して一億一千四百九十万円	
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千七百三十八万五千九百四十円	
八 その他発売経費	発売総額に対して二千四百三十七万五千円	
九 受託申請期限	令和七年七月十四日	
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	第二千六百三十八回東京都宝くじ	
二 発売総額及び枚数	六億円 三百万枚	
三 証券金額	一枚二百円	
四 発売期間	令和七年十月二十日から同年十一月十八日まで	
五 当せん金の総額	発売総額に対して二億七千三百八十万円	
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務	
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して三千八百五十八万九千九百八十円	
八 その他発売経費	発売総額に対して五千四百六万円	
九 受託申請期限	令和七年七月十四日	
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	第二千六百三十七回東京都宝くじ	
二 発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚	
三 証券金額	一枚百円	
四 発売期間	令和七年十一月十二日から同年十二月九日まで	
五 当せん金の総額	発売総額に対して一億九百九十万円	
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千七百七十二万四千四百四十円	
八 その他発売経費	発売総額に対して二千四百三十七万五千円	
九 受託申請期限	令和七年七月十四日	
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一 名称	第二千六百三十八回東京都宝くじ	
二 発売総額及び枚数	一億六千万円 八十万枚	
三 証券金額	一枚二百円	
四 発売期間	令和七年十一月二十六日から同年十二月十六日まで	
五 当せん金の総額	発売総額に対して七千六百万円	

[illegible]

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和七年六月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千七十八回全国自治宝くじ

十億円 五百万枚

一枚二百円

令和七年十月二十日から同年十一月十一日まで

発売総額に対して四億七千五百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して九千九百一十一万円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千七十九回全国自治宝くじ

十二億円 四百万枚

一枚三百円

令和七年十月二十二日から同年十一月二十日ま

で

発売総額に対して五億五千二百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して九千九百七十二万六千円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十回全国自治宝くじ

六億円 六百万枚

一枚百円

令和七年十月二十九日から同年十一月二十日ま

で

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十一回全国自治宝くじ

八億円 四百万枚

一枚二百円

令和七年十一月十二日から同月二十五日まで

発売総額に対して三億八千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

当せん金の総額
委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
発売総額に対して六千五百三十五万九千八百円
令和七年七月十四日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十四回全国自治宝くじ

十二億円 千二百万枚

一枚百円

令和七年十二月二十四日から令和八年一月二十

日まで

発売総額に対して五億七千六百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億三千二十万四千八百円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十五回全国自治宝くじ

十三億五千万円 四百五十万枚

一枚三百円

令和七年十二月二十四日から令和八年一月十三

日

発売総額に対して四億八千二百四十万四千八百円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して七千九百二十八万八千円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十八回全国自治宝くじ

十二億円 千二百万枚

一枚百円

令和七年十二月二十四日から令和八年一月二十

日まで

発売総額に対して五億七千六百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億三千二十万四千八百円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十九回全国自治宝くじ

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和七年六月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千七十八回全国自治宝くじ

十億円 五百万枚

一枚二百円

令和七年十月二十日から同年十一月十一日まで

発売総額に対して四億七千五百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して九千九百一十一万円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千七十九回全国自治宝くじ

十二億円 四百万枚

一枚三百円

令和七年十月二十二日から同年十一月二十日ま

で

発売総額に対して五億五千二百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して九千九百七十二万六千円

令和七年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十回全国自治宝くじ

六億円 六百万枚

一枚百円

令和七年十月二十九日から同年十一月二十日ま

で

名称
発売総額及び枚数
証券金額
発売期間

第千八十一回全国自治宝くじ

八億円 四百万枚

一枚二百円

令和七年十一月十二日から同月二十五日まで

発売総額に対して三億八千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

六	委託対象事務の範囲	状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して八十八万一千百円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年七月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第七十七回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三	証券金額	令和七年十月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して八十八万一千百円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和七年七月十四日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
十	その他	
一	名称	第七十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
二	発売総額及び枚数	（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三	証券金額	令和七年十月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して八十八万一千百円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和七年七月十四日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
十	その他	
一	名称	第七十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円
三	証券金額	令和七年十月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和七年七月十四日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
十	その他	
一	名称	第八十回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 百五十万枚 （二億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限と

三	証票金額 発売期間 当せん金の総額	してユニット単位で増額する場合がある。） 一枚五百円 令和七年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して九十万二千八百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して一億一千三百四十七万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
四	委託対象事務の範囲	
五	当せん金支払手数料	
六	その他発売経費	
七	受託申請期限 その他	
八	名称	
九	発売総額及び枚数	第六百八十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和七年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
十	委託対象事務の範囲	
十一	当せん金支払手数料	
十二	その他発売経費	
十三	受託申請期限 その他	
十四	名称	
十五	発売総額及び枚数	第六百八十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和七年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百六万七千六百四十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
十六	委託対象事務の範囲	
十七	当せん金支払手数料	
十八	その他発売経費	
十九	受託申請期限 その他	
二十	名称	
二十一	発売総額及び枚数	（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和七年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百六万七千八百二十七円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
二十二	委託対象事務の範囲	
二十三	当せん金支払手数料	
二十四	その他発売経費	
二十五	受託申請期限 その他	
二十六	名称	
二十七	発売総額及び枚数	第六百八十三回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和七年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百六万七千六百四十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
二十八	委託対象事務の範囲	
二十九	当せん金支払手数料	
三十	その他発売経費	
三十一	受託申請期限 その他	
三十二	名称	
三十三	発売総額及び枚数	第六百八十四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和七年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
三	証券金額	
四	発売期間	
五	当せん金の総額	
六	委託対象事務の範囲	
七	当せん金支払手数料	
八	その他発売経費	
九	受託申請期限	
十	その他	
一	名称	第百八十五回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和七年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百二十万一千六百八十八円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
二	発売総額及び枚数	第百八十六回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和七年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して二百一十一万一千六百九十二円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
三	証券金額	
四	発売期間	
五	当せん金の総額	
六	委託対象事務の範囲	
七	当せん金支払手数料	
八	その他発売経費	
九	受託申請期限	
十	その他	
一	名称	第百八十七回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和七年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百五十八万七千三百三十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和七年七月十四日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

係通達による。									
一	名称	第百八十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）							
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円							
三	証票金額	令和七年十二月一日から同月三十一日まで							
四	発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
五	当せん金の総額	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務							
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百七万七千五百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
八	その他発売経費	令和七年七月十四日							
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。							
十	その他								
一	名称	第百八十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）							
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円							
三	証票金額	令和七年十二月一日から同月三十一日まで							
四	発売期間	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
五	当せん金の総額	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務							
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
八	その他発売経費								

九 受託申請期限
十 その他

令和七年七月十四日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

